

『中標津町景観条例』に基づく町の景観形成 に大きな影響を及ぼす行為の届出について (携帯電話基地局設置に係る指導指針)

景観形成に関する事項(対象:全ての携帯電話基地局)

携帯電話基地局に付属する電波塔等の工作物(以下「電波塔等」という。)は、高さや規模、設置位置などにより、景観へ与える影響が大きいことから、町内における電波塔等の統一を図り良好な景観を形成していくことを目的とし、中標津町景観条例第13条第1項に基づき、事業者には一定の指針を定め指導するものとする。

基準について

- ・携帯電話基地局設置に係る指導指針による。

届出について

・景観形成重点区域外において中標津町景観審議会の審議が必要な行為については、行為着手予定日の4週間前までを目安に、「景観形成に大きな影響を及ぼす行為の届出書」に「関係町内会長説明完了確認書(別紙2)」及び「関係住民説明結果報告書(別紙3)」を添付のうえ提出すること。

景観形成重点区域内における行為については4週間前までに、「景観形成重点区域内における行為の届出書」に中標津町景観条例施行規則で定める書類を添付のうえ提出すること。

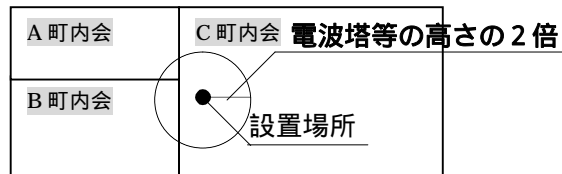
景観形成に大きな影響を及ぼす行為の 住民への説明責任に関する事項

電波塔等の設置について、景観形成に及ぼす影響が大きいことを考慮し、中標津町景観条例の趣旨に基づき、次のとおり整理し、運用していくこととする。

1. 説明の範囲（別紙 1 参照）

・町内会区及び近隣町内会区を基本とすること

設置場所から電波塔等の高さの2倍の範囲を説明の範囲とし、隣接の町内会区域がある場合は、設置場所の町内会の区域、及び隣接町内会の区域を基本に、原則として各々の町内会長と説明方法に係る協議を行うこと。



電波塔等の高さの2倍の範囲とは、各携帯電話会社の説明範囲社内内規を参考に設定した範囲。

電波塔等の高さについては、避雷針等を含めた最大高さとする。

町内会長との協議が完了していることの確認を行うため、協議を行った際、別紙 2 の関係町内会長説明完了確認書に、町内会長から署名捺印をもらい、届出時に添付すること。

2. 説明の時期

・行為着手予定日の60日（2ヶ月）以上前を目安とすること

景観形成に大きな影響を及ぼす行為の届出書（行為着手の4週間前までを目安）に「関係町内会長説明完了確認書（別紙 2）」及び「関係住民説明結果報告書（別紙 3）」を添付が必要なことから説明のための準備期間等として、余裕を持って所要の日数を確保すること。

3. 説明の方法（別紙 1 参照）

・住民説明会・個別説明・告知板の設置・回覧板・^{ダイレクトメール}D M 等とすること

関係町内会長と協議し、説明方法を検討すること。

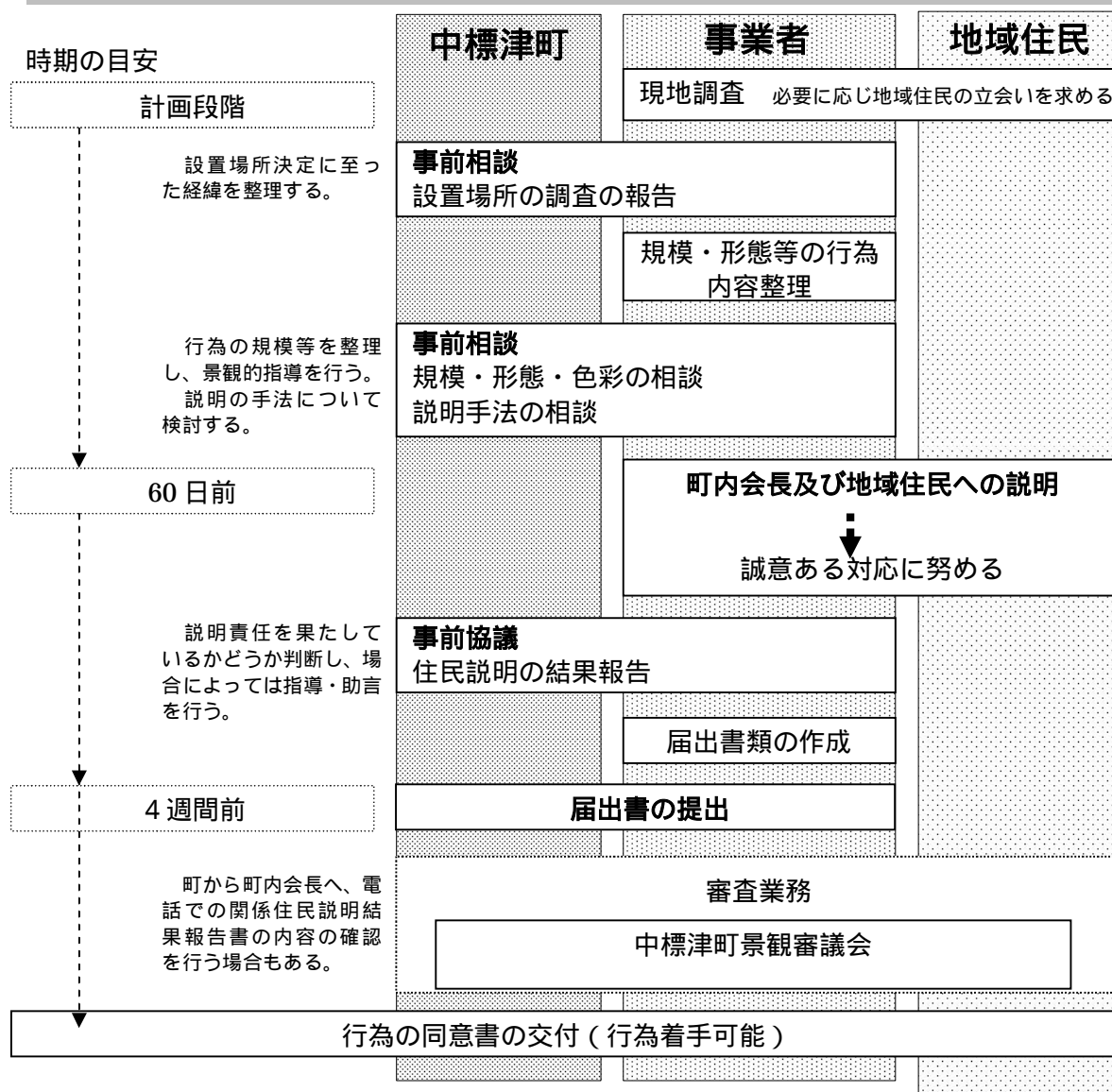
4. 説明後の対応（別紙 1 参照）

町内会長等、地域の住民から再度の説明を要求された場合は、速やかに誠意を持った対応に努めること。また、説明結果については、別紙 3 の関係住民説明結果報告書により整理し、事前協議届出時に提出すること。

以上、町内における電波塔等の設置にあたっては、景観形成に及ぼす影響が大きいことを考慮し、周辺景観との調和などに配慮するとともに、住民への説明責任についても、誠意を持った対応により合意形成に努めるようお願いする。

なお、説明責任が不十分であると認められる行為については、指導・助言通知書により、再度、住民への説明を要請するものとする。

届出に係る基本フロー図



景観審議会の開催は不定期であるため、届出と前後することがあるが、景観審議会開催前に事前協議までは済ませること。

建築確認申請は、景観条例（景観形成に大きな影響を及ぼす行為の届出制度）の届出書の受理後が望ましい。

関係住民説明結果報告書の内容を確認する手段として、届出書の受理後、町から設置場所町内会長へ事実確認の連絡を行う場合もある。報告書との相違がある場合は、虚偽の届出となり、再度住民説明をお願いすることとなる。

今後とも町内における景観行政の推進について御理解と御協力をお願いします。

「説明の方法」について（参考）

町内会長と説明方法に係る協議の内容について

1. 説明の範囲について

・町内会全域、電波塔等の高さの2倍の範囲にある隣組の範囲、電波塔等の高さの2倍の範囲にある住宅等

2. 説明等の方法について

・住民説明会の開催の要否

・個別説明の実施の要否

電波塔等の高さの2倍の範囲の住宅地については土地・建物所有者及び居住者の同意を受けること

・告知板の設置の要否（工事標識と別途）

・回覧板（町内会全域又は電波塔等の高さの2倍の範囲にある隣組等）

・D M 等の配布の要否

3. 説明内容について

・次の事項を満たした文面・板面を作成し、町民等への周知を図ること。

・設置の目的

・設置の位置

・設置の概要（高さ・構造）

・設置工事の期間

・問い合わせ連絡先

・その他必要と思われる書面・地図等

周知文の表記方法、及び用紙規格、枚数等については町内会長と協議すること。

「説明後の対応」について

景観形成に大きな影響を及ぼす行為の届出書の提出時に、住民説明結果を整理した「関係住民説明結果報告書」を添付すること。

【関係住民説明結果報告書(別紙3)の記入方法について】

届出者（行為者）	・・・携帯電話会社
届出内容に係る	
照会先（相談者）	・・・元請の代表者、及び担当者名を記入
設置の場所	・・・設置場所の住所地番を記入
行為の概要	・・・高さ、構造、色、工事期間を記入
地権者	・・・行為地権者の住所、氏名、電話番号を記入
関係町内会長	・・・関係町内会長の氏名、住所、電話番号を記入
会長の意見	・・・該当する欄にチェックし、詳細を空欄へ記入
住民説明方法	・・・実際に行った説明手法の欄にチェックをする。
住民説明時期	・・・上記の説明方法を行った時期を年月日で記入
住民説明範囲	・・・説明を行った町内会名（隣組名）を記入
説明に対する反応	・・・反対意見がある場合は、反対の内容を整理
今後の対応	・・・反対意見に対する対応方法を記入。また、反対意見がない場合は、今後、反対意見が出た場合の対応方法について記入
説明担当者	・・・実際に説明にあたった担当者の氏名・連絡先を記入

関係町内会長説明完了確認書

枠内は届出者側が記入してください

- 1 届出者
- 2 説明者
- 3 設置場所
- 4 内 容 (高さ) m、(構造) 造
- 5 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日

以下は、関係町内会長に記入していただいでください。

上記の携帯電話基地局等設置工事について、説明者より説明を受け、
関係町内会内の住民に対する説明手法について協議を行いました。

年 月 日確認

町内会名

会長氏名

電話番号

確認印

年 月 日確認

町内会名

会長氏名

電話番号

確認印

年 月 日確認

町内会名

会長氏名

電話番号

確認印

関係町内会長への説明、及び協議が完了していることを確認するため、届出者は、枠内に必要事項を記入し、関係町内会長から署名・捺印をいただいでください。

関係住民説明結果報告書

届出者（相談者）	
設置の場所	標津郡中標津町
行為の概要	高さ.....m 構造.....造 色彩..... 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日（完了予定）
地権者	氏名.....住所.....連絡先..... 氏名.....住所.....連絡先..... 氏名.....住所.....連絡先.....
関係町内会長	氏名.....住所.....連絡先..... 氏名.....住所.....連絡先..... 氏名.....住所.....連絡先.....
町内会長の意見	説明会の開催 告知文の送付・配布 告知板の設置 回覧板
住民説明方法	説明会の開催 告知文の送付・配布 告知板の設置 回覧板 その他（.....）
住民説明時期	説明会.....年.....月.....日 その他.....年.....月.....日 ~年.....月.....日
住民説明範囲	
説明に対する反応
今後の対応
説明担当者	社名.....氏名.....連絡先..... 社名.....氏名.....連絡先..... 社名.....氏名.....連絡先.....